

山口県みほり学園施設整備設計業務 公募型プロポーザル説明書

山口県みほり学園施設整備設計業務に係る手続開始の公告に基づく公募型プロポーザル方式による手続については、この説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 山口県みほり学園施設整備設計業務
- (2) 業 務 内 容 山口県みほり学園新築工場の基本設計及び実施設計業務
仮設建築物設置に係る実施設計業務
既存建築物解体工事に係る実施設計業務
(対象施設の詳細は別添「建築設計業務特記仕様書(案)」による)
- (3) 委託費の上限 105,128千円(消費税抜き、特別経費18,600円を含む)
※令和7年度設計業務委託等技術者単価により算定した金額である。
※計画通知に関する手数料、構造適合性判定手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料を含まず。
- (4) 履 行 期 間 契約日の翌日から令和9年9月末日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、共同企業体(2者で構成するもので、その出資比率がいずれの構成員も35パーセント以上であるものに限る。)であって、その構成員がいずれも次に掲げる(1)から(5)までの全ての要件に該当する者であり、(6)の要件に該当する構成員を含むものとする。

- (1) この手続への参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者ではないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- (3) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和4年山口県告示第365号)の二の(一)の規定により格付された一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)が、公告日時点において、建築関係建設コンサルタント業務の等級区分A等級であること。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) この手続において、共同企業体の構成員として重複していないこと。
- (6) 主たる営業所を山口県内に有し、山口県内で建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

3 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、参加表明書及び技術提案資料等の提出者の組織に所属していること。また、管理技術者は1級建築士であり、代表構成員の組織に所属していること。
- (2) 管理技術者及び各担当主任技術者（意匠、構造、電気設備及び機械設備）はそれぞれ1名であること。
- (3) 管理技術者が各担当主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者が他の分野業務の担当主任技術者を兼任していないこと。
- (4) 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- (5) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が山口県建設工事等入札参加資格者である場合は、参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、指名停止の措置を受けていないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年5月27日（火）	第1回質問書提出期限
6月4日（水）	参加表明書の提出期限
6月中旬頃	技術提案提出要請
6月25日（水）	第2回質問書提出期限
7月11日（金）	提案書の提出期限
7月中旬頃	ヒアリングの実施
7月下旬頃	特定通知
8月中旬頃	委託契約締結

5 手続等

この手続に関する事項は、以下のとおりとする。

(1) 担当部局

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県総務部管財課 施設マネジメント推進班（担当：足立、窪川）

電話：083-933-2216 FAX：083-933-2269

E-mail a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 関係資料の交付

① 資料名

- ア 手続開始の公告の写し
- イ プロポーザル説明書
- ウ プロポーザル審査評価基準
- エ 建築設計業務委託特記仕様書（案）
- オ 配置図
- カ 山口県みほり学園施設整備基本計画【概要版】
- キ 山口県みほり学園施設整備基本計画
- ク 業務内容質問書（様式1）

ケ プロポーザル参加表明書作成要領

コ 参加表明書（様式2）

② 交付期間 令和7年5月19日（月）から令和7年6月4日（水）まで

③ 交付方法 山口県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。

（URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/228962.html>）

（3）質問

① 質問の方法

質問は業務内容質問書（様式1）をFAXにて受け付ける。

ただし、FAX送信後、(1)の担当部局担当者に着信確認のための電話連絡をすること。

なお、業務内容質問書には回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記すること。

※質問及び回答について、原則、口頭による個別対応は行わない。

② 受付先 上記(1)に同じ

③ 受付期間

（第1回）令和7年5月19日（月）から令和7年5月27日（火）午後5時まで（必着）

（第2回）技術提案書提出要請の日から令和7年6月25日（水）午後5時まで（必着）

④ 回答の方法

下記の日程で質問者に対してFAXにて回答するとともに、全ての質問及び回答を山口県ホームページに掲載する。

（第1回）令和7年5月29日（木）

（第2回）令和7年6月27日（金）

（4）参加表明書の提出

① 提出期限 令和7年6月4日（水） 午後4時（必着）

② 提出場所 上記(1)に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。）

（5）技術提案書提出要請者の選定及び通知（第一次審査）

① 参加表明書を提出した者について、「山口県みほり学園施設整備設計業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が第一次審査評価基準に基づいて審査し、技術提案書の提出を要請する者を5者選定する。ただし、同評価の提出が5者を超えて存在する場合はこの限りではない。

また、参加者が5者以下の場合は、全ての者に技術提案書の提出を要請する。

② ①において選定された者に対し、技術提案書の提出を要請する旨及び技術提案書作成要領などの必要な事項を記載した書面を送付する。なお、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

（6）技術提案書及び参加資格審査申請書の提出

① 提出期限 令和7年7月11日（金）午後4時（必着）

② 提出場所 上記(1)に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。）

④ 様式 技術提案書作成要領等は、技術提案書提出要請通知とともに送付する。

(7) プロポーザルの特定（第二次審査）

- ① 第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において審査委員会がヒアリングを実施した上で、第二次審査評価基準に基づいて技術提案書を審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として特定する。なお、ヒアリングの詳細は、技術提案書の提出要請時に通知する。
- ② 最高得点者が複数いる場合は、第二次審査評価基準の「3（2）施設の特性を考慮した建築計画について」の評価点が最も高い者を委託候補者として特定する。
- ③ 特定された場合であっても、提案書の内容の履行を保証するものではない。
- ④ 見積価格が著しく低い場合には、「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」を準用し、調査を行い、当該業務の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、特定を見送る。

(8) 委託候補者特定の通知

(7) において特定された委託候補者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、委託候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

6 現地説明等

現地説明会は実施しない。

現地調査等を希望する場合は、5（1）の担当部局担当者に事前に連絡し了解を得ること。

7 審査評価基準

(1) 第一次審査の審査評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. 事務所の評価	設計事務所の同種・類似業務実績	25点
2. 配置技術者の技術力	管理技術者の同種・類似業務実績、経験、継続学習取組状況	25点
3. 設計体制	担当技術者の同種・類似業務実績、経験、資格、継続学習取組状況	50点

(2) 第二次審査の審査評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. 提案者の実績等	第一次審査の評価点×50／100	50点
2. 見積価格	見積書の価格	5点
3. 計画にあたっての考え方	(1) 業務の理解度及び取組意欲 (2) 施設の特性を考慮した建築計画 (3) 周辺環境等に配慮した整備 (4) 円滑な業務の遂行に向けての考え方	45点

(3) 同種・類似業務実績

- ① 同種業務実績とは、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

(※1) の基本設計又は実施設計で、平成27年度以降に業務が完了したもののう

ち、「延べ面積1,000㎡以上の新築」に係るものをいう。

※1：児童養護施設、児童自立支援施設とは、児童福祉法第41条、第44条に規定される施設とする。児童心理治療施設とは、児童福祉法第43条の2に規定される施設とする。

② 類似業務実績とは、児童福祉施設（※2）の基本設計又は実施設計で、平成27年度以降に業務が完了したもののうち、「延べ面積1,000㎡以上の新築」に係るものをいう。

※2：児童福祉法第7条の規定による児童福祉施設で、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を除いたもの

児童福祉施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センター

③ 同種・類似業務実績（様式2-1・様式2-2・様式2-3）に記載する設計業務実績の件数はそれぞれ1件までとする。

④ 同種・類似業務の実績の記載にあたっては、同種業務実績を優先するものとする。

8 審査委員会

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

(審査委員会名簿)

委員の所属	職名	備考
山口県総務部管財課	課長	委員長
山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども家庭課	課長	みほり学園 (施設整備)
山口県中央児童相談所	所長	児童措置
山口県土木建築部建築指導課	課長	建築
山口県教育庁学校運営・施設整備室	室次長	学校施設
山口県教育庁特別支援教育推進室	室長	みほり分校

9 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず当業務に関する連絡を求めた場合
- (2) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 参加資格を有していない場合

10 随意契約に係る見積書の徴取

審査委員会が特定した委託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。ただし、特定した委託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合等においては、次点の者を見積書の徴取の相手方とする。

1.1 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 関係資料を入手するための照会窓口は上記5(1)に同じとする。
- (3) 無効となる参加表明書及び技術提案書等
 - ① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
 - ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑦ 見積価格（消費税抜き）が上記1(3)に示した金額を超えるもの

(4) 受注機会の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) その他

- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
- ② 参加表明書及び技術提案書等の作成・提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書及び技術提案書等は、技術提案書の提出要請者の選定及び委託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ④ 参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ⑤ 提出された書類は、技術提案書の提出要請者の選定及び委託候補者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑥ 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した事項（配置予定の技術者）は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ⑦ 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。
- ⑧ 技術提案書の提出者として選定された者を公表することがある。
- ⑨ 提出された技術提案書は公正性、透明性又は客観性を期するために公表することがある。
- ⑩ 委託候補者の技術提案書における「第二次審査評価基準3（4）円滑な業務の遂行に向けての考え方について」の提案内容は、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。
- ⑪ 技術提案書の作成のために発注者から提供した資料は、発注者の了解なく公表し、使用することはできない。
- ⑫ 参加表明書及び技術提案書等の提出は、共同企業体1者につき1案とする。
- ⑬ 本件業務を受注した者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加

資格の審査に関する告示（令和6年山口県告示第347号）の二の（一）の規定により格付された一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）が、建築関係建設コンサルタント業務の等級区分A等級の認定を受けていること。